

田 や 第 1 2 2 9 号
令和 2 年 3 月 17 日

各田辺市所管介護職員(等特定)処遇改善加算
算定対象サービス事業所運営事業者 様

田辺市保健福祉部
やすらぎ対策課長
(公印省略)

令和 2 年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に係る
届出について (通知)

標記について、令和 2 年度に介護職員処遇改善加算又は介護職員等特定処遇改善加算の算定を行う事業者は、下記期日までに各指定権者へ届出を行う必要があります。

つきましては、加算算定手続きについて内容を御確認の上、届出に際し遺漏のないようご留意願います。

記

1 提出期限

令和 2 年 4 月 1 5 日 (水)

- ※ 平成 3 1 (令和元) 年度に加算を算定している場合であっても、引き続き令和 2 年 4 月から加算を算定するためには、上記期限までの届出が必要となります。
- ※ 令和 2 年 4 月から新たに算定を行う場合は、上記期限までの届出が必要です。
- ※ 年度の途中から加算を算定する場合は、加算を算定しようとする月の前々月の末日が提出期限となります。

2 提出先

サービス区分	事業所の所在地	提出先
地域密着型サービス 地域密着型介護予防サービス 介護予防・日常生活支援総合事業	田辺市、みなべ町、 白浜町、上富田町、 すさみ町	田辺市やすらぎ対策課
	上記以外	指定を受けている市町村の 担当課

注1 田辺圏域内の複数の市町に事業所が所在する場合は、田辺市やすらぎ対策課へ提出してください。（各町への提出は不要です。）

注2 田辺圏域内市町と圏域以外の市町村からそれぞれ指定を受けている場合、田辺市やすらぎ対策課と指定を受けている市町村のそれぞれに提出する必要があります。

3 提出方法

提出書類2部を上記提出先に持参（内1部は事業者控えとして返却します。）

4 提出書類

①介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書【別紙様式2-1】

②介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別個表）【別紙様式2-2】

③介護職員等特定処遇改善計画書（施設・事業所別個表）【別紙様式2-3】

※介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合のみ。

④介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

※新たに加算を算定する場合及び加算の届出内容（加算区分）に変更がある場合に提出してください。

⑤介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

※新たに加算を算定する場合及び加算の届出内容（加算区分）に変更がある場合に提出してください。

<提出に係る留意事項>

- ア 指定権者が異なる複数の介護サービス事業所等を計画の対象とした場合は、それぞれの指定権者に対して介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書（施設・事業所別個表を含む。）を提出する必要があります。
- イ 介護サービス事業所等を複数運営する事業者である場合、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」については、サービス毎に別々に作成してください。ただし、同一事業所において一体的に運営されている地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（介護保険番号が同一の場合）については、一括して作成することができます。
- ウ 現在、介護職員処遇改善加算又は介護職員等特定処遇改善加算を算定している事業者が、加算算定を行わない場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を速やかに届け出てください。
- エ 計画書の記載内容を証明する各種証明資料の提出は、計画書において保管の有無をチェックリストで確認することにより原則不要です。
ただし、各種証明資料は、実地指導等において指定権者から求めがあった場合には、速やかに提出できるよう適切に保管してください。

<その他の留意事項について>

- ア 各計画書を作成する際は、令和2年3月5日付け老発0305第6号厚生労働省老健局長通知を必ず御確認願います。
なお、事務手続きに係る主な改正内容を整理した資料(和歌山県作成)（注：令和2年2月時点の資料のため、今後厚生労働省から発出されるQ&A等により変更の可能性がある旨あらかじめ御了承下さい。）を田辺市やすらぎ対策課指導係のホームページに掲載しておりますので、御参照下さい。
- イ 令和元年度介護職員処遇改善実績報告書及び令和元年度介護職員等特定処遇改善実績報告書につきましては、従来の取扱い通知※に基づき、作成する必要がありますので、あらかじめお知らせいたします。各実績報告書の提出依頼につきましては、後日、別途行う予定です。
- ※ 平成30年3月22日付け老発0322第2号厚生労働省老健局長通知「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」及び平成31年4月12日付け老発0412第8号厚生労働省老健局長通知「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」
- ウ 平成30年度の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算Ⅳ及びⅤにつきましては、一定の経過措置期間終了後、廃止することとされておりますのでご留意願います。

担当：指導係 TEL：0739-33-7033
